

生涯現役夢追塾第六期同期会会則(改正案)

初版 平成 24 年 4 月 14 日

補足 平成 24 年 5 月 17 日

改訂 平成 25 年 3 月 2 日

改訂 平成 26 年 3 月 1 日

改訂 平成 27 年 2 月 28 日

改訂 平成 29 年 3 月 4 日

改訂 平成 30 年 3 月 3 日

[名称及び事務局]

第1条 本会は生涯現役夢追塾 第六期同期会と称し、生涯現役夢追塾内に事務局を置く。

[目的]

第2条 本会は、会員各々が生涯現役で夢実現および社会貢献を通して、北九州を中心とする地域の活性化に寄与するために、会員相互の情報交換・親睦・連携等を図ることを目的とする。

[会員]

第3条 本会は、第六期卒塾生をもって構成する。

[会員の休会・退会・復帰]

第4条 会員から、休会の申し出があった場合は、これを認め、休会中の会費についてはこれを免除する。

ただし、休会は 3 年を限度とし、3 年を超えた時点で退会するものとする。

ただしまた、徴収済みの会費については、返還しないものとする。

第5条 会員から、退会の申し出があった場合は、これを認める。また、会費が 2 年間未払いの場合は、退会したものとする。ただし、徴収済みの会費については、返還しないものとする。

第6条 休会または退会した会員は、いつでも会に復帰することができるものとする。

ただし、復帰した年度の会費を支払うことを要するものとする。

[活動]

第7条 本会は、その目的を達成する為に、次の活動を行う。

1. 会員の夢実現に対する情報交換及び支援を図ること。
2. 会員相互の親睦を図ること。
3. 生涯現役夢追塾発展に対する協力支援を実施すること。
4. 本会の目的達成にふさわしい活動を実施すること。

[役員]

第8条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名 役員会において選任し、総会において決定する。
前年度の事務局長がその任にあたるものとする。
2. 事務局長 1名 役員会の推薦を得て、会長が指名する。
3. 会計 1名 役員会の推薦を得て、会長が指名する。

4. 世話役 各コースにおいて選任する(1名)。
世話役は3名とし、選任にあたっては、次の通りとする。
コーチングコース、およびコミュニティービジネスコースにおいて、
それぞれ1名を選任し、
NPOコース、起業独立コースにて協議のうえ1名を選任する。
ただし、平成30年度については、移行措置として、
NPOコース、起業独立コースにおいてそれぞれ1名選任する。

5. 広報委員 1名 役員会の推薦を得て、会長が指名する。

[役員職務]

第9条 役員職務は次の通りとする

1. 会長 会を代表し、会務を統括する。
2. 事務局長 会長補佐として、会長不在時は代行する。
また、会長の指示を受け、連絡及び会務を遂行する。
3. 会計 総会において決定された予算に基づき会計を処理する。
4. 世話役 会員の意見集約及び決定事項の会員への連絡任務を遂行する。
5. 広報委員 同窓会広報委員会のメンバーとして、会の行事、会および会員の活動
について、同窓会への情報提供を行う。

[役員任期]

第10条 役員任期は、1年とする。

[会議]

第11条 本会の会議は、次の通りとする。

1. 総会 年1回の定期総会及び臨時総会を必要の都度会長が召集して開催する。
(定期総会は原則として2月に開催する)

総会は、本会の最高決議機関である。次の事項を審議決定する。

- | | | |
|-----------|----------|-----------------|
| (1) 役員承認 | (2) 活動方針 | (3) 事業報告・計画 |
| (4) 予算・決算 | (5) 会則改正 | (6) その他必要と認める事項 |

2. 総会は、会員の3分の1以上の出席(委任状を含む)で成立し、出席者の過半数により
議決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
3. 総会は会長が招集する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
4. 会員の3分の2以上の要請があれば、会長は臨時総会を開催しなければならない。
5. 総会の議長は、開催のつど出席者の同意を得て会員の中から選出する。
6. 役員会は、役員で構成し必要の都度、会長が召集して開催する。(行事等の審議決定)
7. 同窓会の会議へは、会長・事務局長・世話役の代表が出席するものとする。

[会 費]

第12条 本会の経費(通信費、事務費等)は会費でもってあてる。

会費は 1,000 円/年とする。

行事費は、その都度実費を徴収する。

同窓会の会費(500円/年)は、本会から会員分を一括納入する。

[会計監査]

第13条 会計年度は2月1日から翌年の1月31日とする。

第14条 監査役を定期総会で1名選任し、本会の会計および事業運営の監査を担当する。

任期は、1年とする。

[会則の改正]

第15条 会則の改正は、役員会の同意を得た後、総会の承認を得るものとする。

第16条 会則の施行に関し必要な事項は、会員の総意で、細則として別に定める。

[付 則]

1. この会則は、平成30年2月1日に遡って適用する。